

「介護相談窓口 通信」 2021年6月号

※豆知識(高額医療・高額介護合算療養費について)※

正式名称を「高額医療・高額介護合算療養制度」と言い、一年間の公的な医療保険と介護保険サービス費の自己負担額があまりにも高額になってしまった場合に、それを軽くするための仕組みです。世帯ごとに医療保険と介護保険の年間の負担額を合算して、一定の限度額を超えた分が支給されるものです。

70歳以上で年収が約370万円未満の世帯では、上限が56万円となっており、それを超えた分が支給されます。世帯単位の利用となりますので、夫婦で70歳を超えて年金で生活されているなどの場合は該当することが多く、負担を軽減できます。年収や世帯の状況によって、上限額が変わったり利用できない場合などがありますので、詳細については各医療保険の窓口もしくは各市町村の医療保険・介護保険窓口でご確認下さい。

介護相談窓口では、このようなご相談にも応じております。ぜひご利用ください。

【介護アドバイザー 湯浅美佐子】

大阪市立大学、大阪教育大学、和歌山大学、積水ハウス株式会社が共同で
「介護相談窓口」開設！

場 所:大阪市立大学杉本キャンパス 1号館1階
女性研究者支援室(研究支援課分室)
(大阪市住吉区杉本3-3-138)

利用対象:連携機関の研究者、大学院生等

メール:f-soudan@ado.osaka-cu.ac.jp

電話:06-6605-3455

相談窓口HP:<http://www.wlb.osaka-cu.ac.jp/effort/assistance-service/>

※個別の相談には予約が必要です。まずはお電話またはメールにて
お問合せ・ご予約ください。相談は面談やお電話、メールで対応します。
(Zoomによるオンライン相談も可能です。)

介護相談室利用可能日

時間:各日10:00~16:00

2021年

6月4日(金)、18日(金)

7月9日(金)、16日(金)